

告 示

埼玉県告示第七百四十六号

平成三十年埼玉県告示第四百四十二号（埼玉県虐待禁止条例第二条第六号の規定により知事が定める施設等に係る告示）の一部を次のとおり改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年十月一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

第一号イ中「第十二条の四」を「第十二条の四第一項」に改め、第二号中力をソとし、同号ワ中「カ」を「ソ」に、「同条第十項」を「同条第二十一項」に改め、同号ワを同号レとし、ヲの次に次のように加える。

- ワ 法第六条の三第十七項に規定する意見表明等支援事業
- カ 法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業
- ヨ 法第六条の三第二十項に規定する児童育成支援拠点事業
- タ 法第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業